

「資源持ち去り行為に対する罰則等の導入の考え方について(素案)」に係る意見交換会等の結果及び「資源持ち去り行為に対する罰則等の導入の考え方について(案)」について

「資源持ち去り行為に対する罰則等の導入の考え方について(素案)」に係る意見交換会等を開催し、「資源持ち去り行為に対する罰則等の導入の考え方について(案)」を、下記のとおりまとめたので報告する。

記

1 意見交換会等の実施結果

(1) 意見交換会

	実施日時	会場	参加者
第1回	6月23日(金) 19時～	区役所7階会議室	3名
第2回	6月29日(木) 14時～	産業振興センター大会議室	8名

(2) 町会への情報提供

5月11日(木)の町会連合会役員会、5月16日(火)の町会連合会常任理事会及び5月～6月の各地区町連の町会長会議において、素案の内容について情報提供を行った。

(3) 意見交換会及び町会への情報提供の際に寄せられた主な質問と区の回答 別紙1のとおり

2 意見交換会等での要望、意見により修正した箇所とその理由 なし

3 「資源持ち去り行為に対する罰則等の導入の考え方について(案)」 別紙2のとおり

4 パブリック・コメント手続き

上記3について、パブリック・コメント手続きを行う。

(1) 実施時期（予定）

平成29年8月7日（月）～平成29年8月28日（月）

(2) 案（資料）の公表場所

区ホームページ、区政資料センター、ごみゼロ推進担当（清掃事務所車庫内）、
各区民活動センター

5 今後の予定

平成29年8月 パブリック・コメントの実施

9月～10月 第3回定例会へのパブリック・コメントの実施結果の報告及
び条例改正（案）の提案

平成30年1月 一部改正条例の施行予定※

※ 一部改正条例は、罰則等を定めるものであるが、自治基本条例の区民参加の
手続の過程でも周知を図ることができるため、施行予定時期は平成30年1月とする。

意見交換会及び町会への情報提供の際に寄せられた主な質問と区の回答

1 意見交換会

(1) 平成29年6月23日(金)

No.	質問(要望・意見)	回 答
1	<p>現在は、警察に通報して持ち去り現場を押さえても、持ち去りを行う者に対して注意するだけで終わってしまう。条例に厳しい罰則ができて、これまで以上に資源回収に区民の方の目が向いてくれることは好ましいことである。</p>	<p>(意見)</p>
2	<p>古紙の持ち去り対策としてGPS調査をしていると聞いている。警察が行ったGPS捜査が問題になった。</p> <p>区が行うGPS調査に問題はないのか。</p>	<p>GPS捜査の適法性に関して平成29年3月15日に出された最高裁判決では、使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を車両に取り付けて位置情報を逐一把握する刑事手続上のGPS捜査は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴い個人のプライバシーを侵害し得るものであるため、令状がなければ行うことができない強制処分に当たり、無令状で行われたGPS捜査は違法であると判断された。</p> <p>区が関東製紙原料直納商工組合と協力して実施している調査は、持ち去られた古紙等の搬入先を特定し、そのような古紙を買い入れないように古紙問屋に協力を要請するものであり、個人の行動を継続的、網羅的に把握するものではない。また、区の調査は、刑事手続上の捜査ではなく、実質上刑事責任の追及のための資料の取得収集に直接結びつくものでもないため、基本的に問題はないと考えているが、個人のプライバシーの保護には十分配慮していきたい。</p>

No.	質問(要望・意見)	回 答
3	持ち去りをした者を捕まえるということは難しいため、持ち去られた古紙を受け取った業者に対し禁止命令を発するということになるのか。	禁止命令は、持ち去りをした者に発する。手続の流れとしては、最初は、持ち去りの現場を押さえた上で氏名等を聞き、持ち去りをした事実を認めさせた上で警告書を渡す。その人が、再度持ち去りをした場合は、禁止命令書を渡す。禁止命令に違反した場合には、罰則を科したり、氏名公表をすることができる。
4	罰金はどのくらい科すのか。	罰則を導入している区の多くが適用している20万円以下を考えている。

(2) 平成29年6月29日(木)

No.	質問(要望・意見)	回 答
1	目の前で持ち去り行為を見ても、後の報復等を考えるとその場で注意することはできず、見過ごしている。区民はどうしたらいいのか。	直接注意するのは、危険な場合があるので、まず110番通報していただき、場所や時間、持ち去られたもの、相手を特定できる情報(車のナンバーや車種、車体の色、人数、性別など)を伝えていただきたい。また、同時に区や回収業者にも情報提供をお願いしたい。
2	他の区では、既に罰則を設けているところがあると聞いている。 また、110番通報することが望ましいとも聞いており、住民の110番通報が非常に貴重な情報になってくると思われるが、住民の通報に関することについては条例に盛り込まれるのか。	住民からの通報は、持ち去り行為の発見の契機とはなるが、手続上必要な要件ではないので、住民の通報を条例に盛り込むことは考えていない。 既に罰則を導入している区においても、住民の通報に関して条例に盛り込んでいる区はない。
3	中野区でもGPS調査を行っていると思うが、効果があったのかどうか教えてほしい。	これまで6回GPS調査を実施したが、実際に持ち去りが行われたのは1回だけだった。その1件については、古紙を受け入れた問屋に対して、今後、持ち去られた古紙は受け入れないように申入れをした。

2 町会への情報提供

(1) 罰則に関すること

No.	質問(要望・意見)	回 答
1	罰則の内容はどのようなものか。	罰金刑を考えている。
2	氏名等の公表は、どのように行うのか。	氏名や公表の理由などを、区役所本庁舎前の掲示場に掲示するとともに、中野区のホームページに掲載する。
3	集団回収をしている資源だけでなく、行政回収を行っている缶の持ち去りも、罰則の対象となるのか。	罰則の対象となる。
4	条例違反者を特定するためには、どのような手続きが必要なのか。	<p>区の職員が、持ち去り行為をしている現場を押さえて、本人から氏名や住所などを聞き、警告書や禁止命令書を発行することが必要である。</p> <p>また、町会の皆さんからの情報提供により持ち去りを行う者を特定できる場合があるので、ご協力いただきたい。</p>
5	持ち去り行為に罰則が適用されることを、持ち去りを行っている者に認識させる必要があるのではないか。	区報やホームページでの広報を行うとともに、持ち去りを行う者に対しては、現場を押さえた際に、罰則の対象となることを伝える。また、罰則導入後に作成する標識旗・表示幕には、持ち去りが罰則の対象となることを明記する。
6	びん・缶の回収ケースにも、持ち去りが罰則の対象となることを表示してほしい。	罰則導入後に購入するびん・缶の回収ケースには、持ち去り行為が罰則の対象になることを表示する予定である。

(2) 町会として協力する内容に関すること

No.	質問(要望・意見)	回 答
1	町会として、資源持ち去りパトロールなどをした方が良いか。	資源持ち去りパトロールは、持ち去り行為に対する抑止力となるので、ぜひ実施していただきたい。ご要望があれば、区が合同で実施するのでご連絡いただきたい。

No.	質問(要望・意見)	回 答
2	集団回収集積場所には、具体的に何を表示すれば良いのか。	区が実践団体にお渡ししているオレンジ色の標識旗や表示幕に、実践団体名、回収曜日、回収している資源物の名称等、必要な事項がすべて記載されているので、集積場所への表示にご協力いただきたい。
3	集団回収の集積場所としての表示をしたくない場合もある。集団回収集積場所への表示を行わないと、罰則の適用はできないのか。	罰則を確実に適用するためには、集積場所への標識旗などによる表示が必要であるので、できるだけご協力をお願いしたい。
4	資源の持ち去り行為は、午前4時～6時に行われていることが多い。早く出すと、持ち去りをされるのではないのか。	持ち去りや放火等のおそれがあるので、古紙等は回収日当日の朝8時直前に出すようお願いしている。ぜひご協力いただきたい。

(3) 持ち去りを行う者等への対応に関すること

No.	質問(要望・意見)	回 答
1	持ち去り現場を目撃した場合は、どのようにすれば良いか。	直接注意するのは、危険な場合があるので、まず110番通報していただき、場所や時間、持ち去られたもの、相手を特定できる情報(車のナンバーや車種、車体の色、人数、性別など)を伝えていただきたい。また、同時に区や回収業者にも情報提供をお願いしたい。
2	持ち去りを行う者はすぐに逃げってしまうので、区に情報提供しても間に合わないのではないのか。	持ち去り現場を見つけたら、まず110番通報し、区と回収業者にもご連絡いただきたい。直ちに現場を押さえることは難しいかもしれないが、持ち去りを行う者が現れる場所を特定して重点的にパトロール等を行うことが、持ち去りの抑止につながると考えている。
3	夜中に持ち去りが行われると、現場を押さえることが難しいのではないのか。	夜間には区の対応は難しいので、古紙等は、朝8時直前に、集積場所に出すよう協力をお願いしたい。 持ち去りの情報については、区や回収事業者にも情報提供いただきたい。

(4) その他

No.	質問(要望・意見)	回 答
1	古紙の持ち去りは、増加しているのか。	区への通報件数は若干減少しているが、実際の件数は不明である。
2	GPSによる追跡調査など、持ち去りの防止対策にも継続して取り組んでほしい。	GPSによる追跡調査は、町会と連携・協力して今後とも継続して実施したい。
3	警察との連携・協力はどのような形で行うのか。	これまでも、資源等の持ち去り行為を防ぐため、警察署と連携・協力をしているが、今後、罰則導入後の手続き等について、警察署と協議していく。
4	資源の持ち去り行為を刑法で罰することはできないのか。	窃盗罪等で罰することは難しいため、条例で、持ち去りを禁止する命令に違反した場合に刑罰を科す方法とした。

環境部ごみゼロ推進担当

資源持ち去り行為に対する罰則等の導入の考え方について（案）

1 目的

区では、びん・缶・ペットボトルやプラスチック製容器包装などの行政回収に加え、古紙や古着・古布等の回収について、全国に先駆けて行政回収から集団回収への移行を図るなど、区民と区が一体となつてごみの減量、資源化の推進を図ってきたところであるが、依然として古紙等の資源の持ち去り行為が発生している。

古紙等の資源物の持ち去り行為は、区民と区の連携関係や地域コミュニティにおける協力関係を損なう行為であるため、「中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（以下「条例」という。）においても集団回収等により区民が持ち出した再利用が可能なもの（以下「資源物」という。）の持ち去り行為を禁止している（第32条の2第2項）が、古紙等の資源物の持ち去り行為が後を絶たないことから、条例に集団回収をしている資源物の持ち去り禁止命令に違反する行為に対して罰則規定及び公表規定を新設してその根絶を図る。また、併せて行政回収をしている資源物の持ち去り禁止命令に違反する行為に対しても罰則規定及び公表規定を新設してその根絶を図る。

2 罰則等の導入の概要

(1) 資源物の持ち去り禁止命令違反に対する罰則規定等の新設

- 集団回収をしている資源物の持ち去り禁止規定に違反した者に対して禁止命令を発し、それに従わない場合に罰則を科し、氏名等を公表する規定を条例に新設する。
- 併せて行政回収をしている資源物の持ち去り禁止規定に違反した者に対しても禁止命令を発し、それに従わない場合に罰則を科し、氏名等を公表する規定を条例に新設する。

(2) 禁止規定に付加する禁止行為の要件等の明確化

- 条例第32条の2第1項では、行政回収の対象となる資源物（以下「行政回収対象資源物」という。）は区長以外の者が収集または運搬することを禁じている。また、同条第2項では、集団回収等により区民が持ち出した資源物は当該区民が指定する者以外が収集運搬することを禁じている。
- 罰則規定等の新設のためには、犯罪構成要件等を明確にする必要があることから、次のとおり、持ち去り行為禁止の対象としている資源物、集団回収の定義、排出場所等、罰則の対象になる禁止行為等の要件を条例に明確に規定する。（ア～ケ）

※ 古紙等の資源物の集団回収については、平成19年4月から町会・自治会等の集団回収実践団体による回収を開始しており、その内容や手続などについて「中野区集団回収活動の支援に関する要綱」により詳細を規定している。

- なお、これまで集団回収実践団体または集団回収事業者として区に登録をしている団体や事業者は、改正条例の施行の際に登録を受けたものとみなす経過措置を条例の附則で定める。

ア 「集団回収」及び「集団回収の対象となる資源物」の定義

- ① 集団回収とは、集団回収実践団体として区に登録した団体（以下「実践団体という。」）が再利用を目的として家庭廃棄物を回収する活動をいう。
- ② 集団回収の対象となる資源物（以下「集団回収対象資源物」という。）は、集団回収集積場所に排出された古紙、古布、飲食用ガラスびん、鋼製またはアルミ製の缶とする。

※家庭廃棄物とは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう（条例2条2項1号）。

イ 集団回収実践団体に対する必要な支援

集団回収による再利用促進のため、必要な支援をする旨を条例に定め、内容を規則で定める。（必要な物資の支給又は貸与及び回収量に応じた報奨金の支給）

ウ 集団回収実践団体の登録要件等

- ① 集団回収実践団体は、営利を目的としないことやおおむね10世帯以上の世帯で構成される団体であることを規定する。
- ② 集団回収実践団体の不適格事項として、偽りや不正な手段による登録などにより登録取り消しをされてから5年を経過していない団体であることを規定する。

エ 集団回収事業者の登録要件等

- ① 集団回収事業者の不適格要件として次の事項を規定する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）の不適格事業者であること。集団回収事業者として登録取り消しから5年を経過していない場合。
- ② 集団回収事業者の登録取消要件として次の事項を規定する。

不正の手段により登録、また区民の信頼を著しく損なう行為などのあった場合。

オ 集団回収の集積場所、排出団体名等の表示

集団回収実践団体は、集団回収集積場所を定め、当該集積場所に規則で定める事項（集積場所であることの表示、実践団体名、集団回収曜日、資源物の名称、資源の持ち去り禁止）を表示する旨を規定する。

カ 一般廃棄物処理計画での資源物の排出方法の明示

土地又は建物の占有者は集団回収対象資源物を排出するときは、一般廃棄物処理

計画に従わなければならない旨を規定する。

キ 集団回収に使用する車両であることの掲示

集団回収事業者は、集団回収事業者であることを証する書類を回収車両の見やすい箇所に掲示しなければならない旨を規定する。

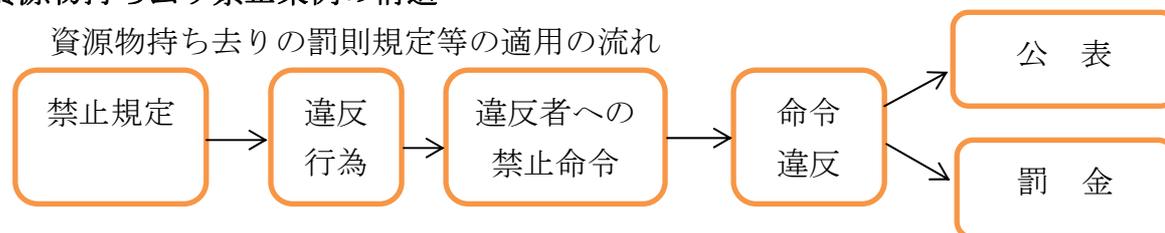
ク 集団回収対象資源物及び行政回収対象資源物の委託事業者等以外の収集・運搬の禁止と禁止命令の規定

集団回収対象資源物や行政回収対象資源物については、所定の場所に置かれた規則で定める資源と明確に規定するとともに、委託事業者等以外は収集・運搬を禁止する旨を規定する。こうした禁止規定に違反して集団回収対象資源物または行政回収対象資源物の収集・運搬を行った者に対しては、文書により禁止命令を発する旨を規定する。

ケ 禁止命令に違反した者に対する罰金刑及び氏名等の公表

区は、禁止命令を受けた者が当該禁止命令に従わない場合には氏名等を公表し、罰金に処すことを規定する。

3 資源物持ち去り禁止条例の構造



4 今後のスケジュール

平成29年8月	パブリック・コメントの実施
9月～10月	第3回定例会へのパブリック・コメントの実施結果の報告及び条例改正（案）の提案
平成30年1月	一部改正条例の施行予定※

※ 一部改正条例は、罰則等を定めるものであるが、自治基本条例の区民参加の手續の過程でも周知を図ることができるため、施行予定時期は平成30年1月とする。